第三条の表中建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は二級の技術検定で昭和四十八年建設省告示第八百六十号に定められた第四種から第六種までの種別に該当するものに合格した者の項を削る。

第四条中「掲げる者」の下に「（次項に規定する者を除く。）」を加え、「前二条」を「第二条」に改め、同条の表作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識の項中「一時間」を「二時間」に改め、同表運転に必要な一般的事項に関する知識の項中「コンクリート造」の下に「、鉄骨造又は木造」を加え、「土木施工」を「建設施工」に改め、同表作業のための装置の操作の項中「一時間」を「二時間」に改め、同条に次の二項を加える。

2　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定（次項において「建設機械施工技術検定」という。）のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法を選択したもの又は二級の技術検定で昭和四十八年建設省告示第八百六十号（次項において「建設省告示」という。）に定められた第二種の種別に該当するものに合格した者に対する技能講習は、第二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる講習科目について行うものとし、当該講習科目の範囲及び時間は、それぞれ、同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

講習科目	範囲	講習時間
作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	車両系建設機械（解体用）の種類及び用途　作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法　車両系建設機械（解体用）による一般的作業方法	一時間
運転に必要な一般的事項に関する知識	車両系建設機械（解体用）の運転に必要な力学　コンクリート造、鉄骨造又は木造の工作物等の種類及び構造　建設施工の方法	三十分
関係法令	労働安全衛生法、令及び安衛則中の関係条項	三十分
作業のための装置の操作	基本操作　定められた方法による基本施工及び応用施工	一時間

3　建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は二級の技術検定で建設省告示に定められた第四種から第六種までの種別に該当するものに合格した者に対する技能講習は、第二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる講習科目について行うものとし、当該講習科目の範囲及び時間は、それぞれ、同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

講習科目	範囲	講習時間
作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	車両系建設機械（解体用）の種類及び用途　作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法　車両系建設機械（解体用）による一般的作業方法	五時間
運転に必要な一般的事項に関する知識	車両系建設機械（解体用）の運転に必要な力学　コンクリート造、鉄骨造又は木造の工作物等の種類及び構造　建設施工の方法	三十分
関係法令	労働安全衛生法、令及び安衛則中の関係条項	三十分
作業のための装置の操作	基本操作　定められた方法による基本施工及び応用施工	五時間

附　則

（適用期日）

第一条　この告示は、平成二十五年七月一日から適用する。

（特別教育に関する経過措置）

第二条　事業者は、労働安全衛生規則第三十六条第九号に掲げる業務のうち労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第七第六号1に掲げる機械の運転の業務に、第一条の規定による改正前の安全衛生特別教育規程第十一条の三の規定による特別教育を受けた者を就かせるときは、第一条の規定による改正後の安全衛生特別教育規程第十一条の三の規定にかかわらず、同条の規定による特別教育を行うことを要しない。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この告示の適用の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○原子力規制委員会告示第三号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条の三第八項並びに東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の規定に基づき、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を次のとおり定める。

平成二十五年四月十二日　　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示

（放射線遮蔽物の側壁における線量当量率等の記録）

第一条　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安又は特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「規則」という。）第三条第一項の表第五号イ及びロの線量当量率並びに同号ニの線量当量は、第九条第一項又は第六項の規定により算出されたものについて記録するものとする。

2　規則第三条第一項の表第五号ホの放射線業務従事者の線量は、次について記録するものとする。

一　一年間の線量については、実効線量並びに皮膚及び眼の水晶体の等価線量

二　三月間の線量については、実効線量

三　一月間の線量については、人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）による実効線量及び腹部表面の等価線量

3　規則第三条第一項の表第五号ヘ及びトの原子力規制委員会が定める五年間は、平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間とする。

4　前項に規定する五年間の線量は、一年間ごとに算定された実効線量の合計線量について記録するものとする。

第二条　規則第三条第四項に規定する原子力規制委員会が指定する機関は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第七条第五項の規定による指定を受けた機関とする。

（電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準）

第三条　核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成二十四年原子力規制委員会告示第二号。以下「保存基準」という。）別表第二に掲げる保存等をする場合には、それぞれ保存基準別表第一に掲げる基準を確保するよう努めなければならない。